

<保証書>

件名：〇〇〇〇工事

※この書面は大切に保管してください

1. 保証範囲

当社は、この書面に記載された作業内容および使用した部品について保証します。

2. 保証期間 令和〇年 〇月 〇日より

- 外装シール材 2年
- 内装シール材 2年
- 屋根及び庇 3年
- 左官タイル 2年
- 屋内壁、天井仕上材 2年
- 内部、外部建具 2年
- 電気、給排水衛生設備 2年

3. 保証内容

この書面に記載された作業内容について、保証期間内に当社の責に帰すべき瑕疵により不具合が発生した場合は、代納品との交換または補修を無料で行います。保証期間を経過した場合は、有料になります。

4. 有料修理

保証期間内であっても、次のような事項に該当する場合は、有料になります。

- ①この書面のご提示がない場合
- ②当社の手配によらない第三者の作業などに起因する不具合
- ③メーカーが定める工事説明書などに基づかない組立、移動、分解、修理、改造などに起因する不具合
- ④表示された商品の性能を超えた性能を必要とする場所に取付けられた場合の不具合
- ⑤建築躯体の変形など商品以外の不具合に起因する商品の不具合
- ⑥商品または部品の経年変化（使用に伴う消耗、摩耗など）や経年劣化（樹脂部分の変質、変色など）またはこれらに伴うさび、かびまたはその他の不具合
- ⑦商品周辺の自然環境、住環境などに起因する結露、腐食またはその他の不具合（例えば、塩害による腐食。大気中の砂塵、煤煙、各種金属粉、亜硫酸ガス、アンモニア、車の排気ガスなどが附着して起きる腐食。異常な高温・低温・多湿による不具合など）
- ⑧商品または部品の材料特性に伴う現象（例えば、木製品の反り、干割れ、色あせ、木目違い、節抜け、樹液のにじみ出しなど）
- ⑨天災その他の不可抗力（例えば、暴風、豪雨、高潮、地震、落雷、洪水、地盤沈下、火災など）による不具合またはこれらによって商品の性能を超える事態が発生した場合の不具合
- ⑩引渡し後の操作誤り、調整不備または適切な維持管理を行わなかったことによる不具合
- ⑪お施主様自身の取付け、修理、改造（必要部品の取外しを含む）に起因する不具合
- ⑫犯罪などの不法な行為に起因する破損や不具合